

令和5年第1回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年1月30日（月）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第 1 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 1 月 30 日、第 1 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之 | 7 大木 秀春 |
| 2 吉川 充 | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚 | 9 井上 俊春 |
| 4 鈴木 寛幸 | 10 小泉 聡 |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|-----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事補 | 束田 | 佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第2号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 10 議案第6号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

議長 おはようございます。令和 5 年の冒頭に当たり、一言、ご挨拶させていただきたいと思えます。

昨年、令和 4 年につきましては、コロナ禍でしたけれども、皆様のご尽力をいただいて、おかげさまで農業委員会の事業、活動等がスムーズに終わりましたこと、まずもって御礼申し上げます。

今年、令和 5 年につきましては、6 月をもって今いる我々の任期が終了いたします。皆様にはいろいろな意味で長い間お世話になりましたけれども、問題なく無事に皆さんの任期が終了するように、お願いをしたいと思います。

それとあわせまして、2 月に各支部に新規農業委員の推薦状のお願いで農政課から書類が届くと思えます。そこで皆さん方にもご相談があるかもしれませんが、その折には、ぜひお力になっていただいて、新規農業委員がスムーズに決まるように、併せてご尽力いただければ幸いかと思えます。

我々はあと約半年になるわけですがけれども、顧みますと令和 2 年 7 月に新役員として皆さんから本席にお見えいただきまして、約 2 年半、いろいろな事業の簡素化、それから、農地部会等については、必要な方だけということで当初お願いをしまして、ワクチン等が普及してからは、ある程度、普通の形で農業委員会の事業も行ってることができました。これは、地域社会、国際情勢等を踏まえた中では、十分に活動ができたと考えております。基本的には足りない部分も当分あったと思えますけれども、おかげさまで無事に終わりそうでございます。

そのような中で、皆様方につきましては、ここで終わるわけですがけれども、やり残した事業等が一部、残っている部所があるかと思えます。そこにつきましては、ぜひ任期中に完了していただきまして、スムーズに次期委員に移行できますようお願い申し上げます。今後、残された期間、ぜひもう少しご尽力いただきまして、農業委員会の任期がスムーズに終わりますよう、お力添えをいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

ただいまの出席委員は 12 人で、定足数に達しております。

これより令和 5 年第 1 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2番吉川充委員、8番小野たづ子委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年12月27日（火）から令和5年1月29日（日）までの概要でございます。

先月、12月27日（火）、この場所におきまして、令和4年第12回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、3件、4筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案といたしましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、2筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件、5筆、令和4年末の更新分である農用地利用集積計画について、貸人が17人、借人が12人、合計24筆の以上3議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、年末12月27日（火）と年始1月4日に井上会長と小泉職務代理、飯島部会長が市長に挨拶に行っております。

1月20日（金）には農地部会を開催し、本日の議案に対し事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計15件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局

局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年1月30日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続けまして、日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年1月30日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が3筆、地積合計、4,331㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が1筆、地積、410㎡、畑が8筆、地積、1,044㎡。合計としまして、田が1筆、地積、410㎡、畑が11筆、地積、5,375㎡。筆数合計が12筆、地積合計が5,785㎡でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び日程第6、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

以上の2議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

なお、採決については個別に行います。それでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年1月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

続きまして、日程第6、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年1月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

まず申請人でございますが、座間市入谷東一丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年2月26日から令和5年1月30日まで。

特例適用農地の明細ですが、番号1、入谷西5丁目■■■■■、地目、田、地積、433㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■■、地目、畑、地積、201.5㎡。番号3、入谷西5丁目■■■■■、地目、畑、地積、271㎡。番号4、新田宿字向新田■■■■■、地目、田、地積、500.5㎡。番号5、新田宿字向新田■■■■■、地目、畑、地積、97.5㎡。番号6、入谷東1丁目■■■■■、地目、畑、地積、324㎡の合計6筆、地積が1,827.5㎡でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

申請人ですが、先ほどの議案第1号の■■■■■さんの奥様でございます■■■■■さんでございます。引き続き農業経営を行っている期間は一緒でございます。

特例適用農地ですが、1番から5番までが■■■■■さんと共有でございます、同じでございます。

番号6は■■■■■さんだったのですけれども、番号7で、入谷東1丁目3490番3、地目、畑、地積、279㎡、こちらが■■■■■さんのみでございます。■■■■■さんにつきましては、合計6筆、地積が1,782.5㎡でございます。

■■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けて、今回が8回目の申請でございます。

場所につきましては、案内図5ページから7ページをご覧ください。

入谷駅西側の田と畑、3筆と、新田宿の以前、点滅信号があったところの北西の田

と畑、2筆。それから、谷戸山公園北側にあります市街化区域、生産緑地の畑、1筆でございます。

先ほども少し説明しましたが、申請地の①から⑤につきましては、お二方の共有でございます。⑥のみ ■■■さんの単独所有、⑦は ■■■さんの単独所有でございます。

平成21年度の納税猶予制度の改正によりまして、納税猶予の適用を受けている農地でも一定の条件で貸付けができるようになりました。①から⑤は市街化区域にある農地のため、利用集積による貸借を行っております。これにつきましては、特定貸付けと呼んでおります。

また、⑥につきましては、生産緑地でございますが、■■■さんは障害がございまして営農が困難であることから、市街化区域の農地なので利用集積という制度が使えないものですから、農地法第3条による貸借を行っております。これを営農困難時貸付けと呼んでおります。

ちなみに、耕作者なのですけれども、①の土地については■■■さん、②と③については■■■さん、④と⑤が農業委員の小林さんでございます。

■■■さん単独のものについては、■■■さんがトラクターを所有し管理をしております。

ご承認いただきたいのは、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてでございます。ほかにも特定貸付けを行っている証明と、営農困難時貸付けを行っている証明を出しますが、貸し借りが成立していれば出せる証明でございますので、残りの二つは事務局で、専決で発行したいと思っております。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件につきましては、今月20日に農地部会を開いて現場を確認しております。貸主、■■■さん、■■■さん、■■■さん等々が少し入り組んでいて確認しにくい面があるのですけれども、一応、全部の畑を見ておりますので、報告したいと思います。

それでは、5ページを開いていただきたいのですけれども、そこに①、②、③があ

りまして、②番、③番が畑です。②番、③番については、②番にはダイコン、キャベツ、タマネギが植え付けられております。③については、次期作業のための準備という形で耕耘はしてありましたけれども、植付け等はありません。

それから、次の6ページの⑤番については、畑の耕耘のみという形になっておりました。

それから、7ページなのですけれども、⑥については、耕作のみで植付け等々はされていません。そういう状態でした。

それから、畑の耕耘のみについては、最寄りの担当の農業委員の方に少し話をしてもらって面倒を見てもらおうかという話もしています。

以上です。

議 長 議案第1号及び議案第2号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 私も現地を見に行きました。部会長が言われたとおり、作付してあるところと、耕耘のみというところがありましたが、今後は指導していきながらでいいのではないかと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小泉委員 今、部会長、担当の方のお話ですと、結局、承認するのかもしれないのか理解ができなかったのですけれども、これをどう扱っているのですか。

議 長 すみません、農地部会長、その辺のところを。

飯島農地部会長 承認をするという方向で、会としてはまとめました。

以上です。

議 長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年1月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料8ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市栗原中央四丁目 [] にお住まいの、 [] さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年1月30日から令和5年1月30日まで。

特例適用農地ですが、番号1、栗原中央4丁目 []、地目、山林、地積、34㎡。番号2、栗原中央4丁目 []、地目、畑、地積、34㎡。番号3、栗原中央4丁目 []、地目、畑、地積、1,124㎡。番号4、栗原中央4丁目 []、地目、畑、地積、1,027㎡の合計4筆、地積2,219㎡でございます。

[] さんにつきましては、納税猶予を受けられ、今回で3回目の申請でございます。場所につきましては、資料の9ページをご覧ください。

栗原交番の北西側にある畑、4筆でございます。

農業経営としましては、本人と奥様によりまして、露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。農機具は、耕耘機を所有しております。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 この畑は非常にきれいに管理されておりまして、この図で書いてあるような1番、2番、3番、4番という区分けをするのが非常に難しいような状況で、きれいです。

それで、1番については梅の木が植わっていました。2番も同じです。3番にタマネギ、ブロッコリー等が植わっています。多分4番の区画だと思えますけれども、その中にはインゲン等が植わっていて、雑草等々が一つもなく、非常にきれいな畑でした。

以上です。

議長 議案第3号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 先日、現地を見てまいりました。部会長が言われたとおりきれいに管理されて、問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年1月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料10ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市入谷東一丁目 [] にお住まいの、 [] さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年1月30日から令和5年1月30日まで。

特例適用農地、番号1、入谷東1丁目 []、地目、畑、地積、909㎡のうち526.86㎡。番号2、緑ヶ丘4丁目 []、地目、畑、地積、846㎡の合計2筆、地積が1,372.86㎡でございます。

[] さんにつきましては、納税猶予を受けられ、今回で6回目でございます。

場所につきましては、案内図の11ページから12ページをご覧ください。

谷戸山公園北側の畑、1筆と、市役所北西側の畑、1筆でございます。

農業経営としては、ご本人ご高齢ですけれども、あと息子さんとで水稲作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理をされております。

農機具は、耕耘機、トラクター、田植機、乾燥機、バインダー、コンバイン、農用自動車などを所有しており、管理をしております。

全体の農地面積は、田が1万2,263㎡、畑が6,809㎡の合計1万9,072㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 11ページの畑につきましては、作付の準備中で、畝上るような状態で準備がされておる状態でした。

それから、その次の12ページの畑については、ブルーベリーだとか梅の木が植わって、作物としてはこの2点で、あとは空地できれいに管理されておりました

以上です。

議長 議案第4号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 現地を確認しましたが、承認で問題ないと思います。

以上です。

議長 事務局より、今の案件で一部補足がございますので、事務局、お願いします。

事務局 ②緑ヶ丘4丁目の農地について、一部が駐車場のようになっているということなの

ですけれども、これについては、農地法上は、たしかここはブルーベリーで、本人が管理する上でも、ブルーベリー狩りをするお客様の車を止めるスペースにしても、農業上、必要な施設ということで、農地法上は何も問題はないです。

ただ、それが納税猶予となったときに税務署がどう判断するかについては、我々のほうでは分かりませんが、基本的には、農業用必要な施設。

そして、面積が小さいので、転用の許可も不要である施設と考えております。

以上です。

議長 それでは、ただいまの意見も踏まえまして、農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年1月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料13ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市四ツ谷■■■■にお住まいの、■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年1月30日から令和5年1月30日まで。

特例適用農地ですが、番号1、四ツ谷字大東■■■■、地目、田、地積、869㎡。番号2、四ツ谷字中通■■■■、地目、田、地積、495㎡。番号3、四ツ谷字中島■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号4、四ツ谷字東裏■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号5、四ツ谷字北川原■■■■、地目、畑、地積、667㎡。番号6、四ツ谷字北川

原■■■■、地目、畑、地積、366㎡。番号7、四ツ谷字中川原■■■■、地目、畑、地積、1,473㎡の合計7筆、地積合計が5,852㎡でございます。

■■■■さんについては、納税猶予を受け、今回3回目の申請でございます。

場所につきましては、案内図の14ページから16ページでございます。

海老名市境の鳩川西側の田、1筆、主要地方道藤沢座間厚木線南側の田、4筆、四ツ谷配水管理場南東の畑、2筆、それから、新田宿グラウンド南側の畑、1筆でございます。

農業経営としましては、本人のほかには息子夫婦によりまして、水稻作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理をされております。

農機具は、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車などを所有しており、管理をしております。

全体の農地面積は、田が3,346㎡、畑が2,506㎡の合計5,852㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求め

飯島農地部会長 表の13ページの番号5、6、7番の畑を見てまいりました。5、6、7の畑については、16ページから、差替版の12ページのものを見ていただきたいと思っております。

最初に、16ページの5番と6番ですけれども、5番については、ソラマメ、エンドウマメが作られております。6番については、キャベツが植え付けられておりました。

それから、7番については、ダイコン、ハクサイ、ブロッコリー、ネギが植え付けられております。特に問題ないと思っております。

以上です。

議 長 　　議案第5号の地区担当委員は小泉聡委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小泉委員 　　現地を確認し、また、■■■■さんにお会いして話もさせていただきました。特に問題ないと思っております。

以上です。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑

ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第6号、農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第10、議案第6号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和5年1月30日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料17ページをご覧ください。

この農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法に基づき座間市において基本的構想を定め、農地を集約し、農作業の効率化を促進する事業でございます。

17ページの貸人でございますが、1、氏名が[]。住所、座間市栗原[]。所在地が、栗原字小池東原[]、地目、畑、地積、806㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人でございますが、[]。住所が、座間市相模が丘三丁目[]。

始期が令和5年2月1日から、終期が令和9年12月31日の4年11箇月間でございます。

2番と3番につきましては、[]さんの更新でございます。本当は先月できればよかったのですが、農地賃貸借契約承諾非通知が遅れましたので今月に諮っております。省略いたします。

この農用地利用集積計画については、借りる方の農業について、どのような営農状況なのかというところのご承認をしていただくものでございます。

ご存じのとおり、[]さんにつきましては、露地野菜を作付し、トラクター等、一通りの農機具を所有し、意欲的に耕作している方でございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が3人、借人が2人、筆数が3筆、面積の合
が、2,206㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第6号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明が
ございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろ
しいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第6号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を
求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かご質疑、ご意見等ございますか。よ
ろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

その他

・あっせん希望農地調査書について

議 長 それでは、以上で、令和5年第1回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時11分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

8 番 _____